

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「社会に必要とされ、社会に貢献する価値ある会社」であることを信条のひとつとし、透明性が高く、効率的で健全な経営が重要であると考えております。

これらを実現するため、的確かつ迅速な意思決定、情報開示の充実及びコンプライアンスの徹底を図ることに努力しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-2 株主総会における権利行使】

当社は、株主総会招集通知を法定期日より若干早めに発送し、株主が総会議案の検討期間を確保できるよう努めております。電子的公表につきましては招集通知の発送後(翌営業日)にTDnetで公開しておりますが、自社のウェブサイトには公表しておりません。平成28年8月の総会分より、発送日前の早期にTDnetや自社ウェブサイトでも公表する予定であります。

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

現在、当社の株主における海外投資家の株式保有率が相対的に低いことから、株主総会について、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりません。今後につきましては、株主の属性の変化を踏まえて、株主総会における権利行使に係る適切な環境の整備の一環として検討してまいります。

【補充原則1-2-5 株主総会における権利行使】

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者として、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。今後は、動向を注視しつつ、実質株主の議決権の行使等に関して必要に応じて信託銀行等と協議し、対応してまいります。

【原則3-1(5) 情報開示の充実】

社外取締役及び社外監査役の選任理由につきましては、本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】及び【監査役関係】」に開示しておりますのでご参照ください。

社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補者につきましても、今後株主総会に選任議案を上程する際には、「株主総会招集ご通知」の参考書類において、選任理由を開示いたします。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社の株主における海外投資家の比率は低いことから、英語での情報開示を行っておりませんが、今後海外投資家等の比率を勘案し検討いたします。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務】

当社は、企業経営及び業務運営等を通じて、最高経営責任者等の後継者の育成に取り組んでおります。

なお、今後、具体的な最高経営責任者等の後継者計画(プランニング)について、その要否を含め検討いたします。

【原則4-2 取締役会の役割・責務】

取締役会の議案の審議においては、社外役員も含め独立した客観的な立場から、また、審議内容と関連性が薄い部門の取締役などから、担当部門と異なった目線から多角的かつ十分に検討を行うとともに、実行の意思決定を支援するようにしております。

また、今後、経営陣の報酬については、中長期的な業績を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを、その要否を含め検討いたします。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務】

今後、経営陣の報酬については、中長期的な業績を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを、その要否を含め検討いたします。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会全体の実効性について、各取締役の自己評価などを参考にしつつ分析・評価を行い、その結果の概要を開示する体制を構築することを検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は中期経営計画を策定し、収益計画や方針等を公表しておりますが、資本効率等に関する具体的な目標数値は定めておりません。

今後当該目標数値について、その要否を含め検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社グループが持続的な企業価値向上を達成するためには、取引先との良好な取引関係の維持・発展が必要であり、それに資する上場株式を保有することとしております。

政策保有株式については、毎年、有価証券報告書での開示を実施しております。また、取締役会への具体的な報告等は今期より実施しております。

政策保有株式に係る議決権の行使について、統一的な対応基準は策定しておりませんが、適切な議決権行使が企業の持続的な企業価値向上につながるものと考え、当該企業の状況や取引関係等を踏まえた上で議案に対する賛否を判断し、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者取引等についての考え方は、その取引の事業上の必要性や取引条件の妥当性を勘案し、企業経営の健全性を確保することに問題がなく、また、取引することが当企業集団の運営に資するものに限り実施することを基本方針としております。

新たに関連当事者等と取引を開始する場合は、予め総務担当取締役及び財務担当取締役などが、取引の相手方・取引の内容・取引金額等について検証し、その取引の必要性や取引条件の妥当性など、取引することの適正性に関し確認したうえで、取締役会決議を経て実施いたします。

また、継続的な取引についても、定期的に取締役会で取引継続の必要性及び取引条件の妥当性の確認を行い、適正性を確保するための体制をとっております。

また、決算期毎に全取締役及び監査役に対し関連当事者取引等に関する調査を実施し、関連当事者取引等の把握に漏れないように努めております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念や経営戦略、経営計画については、当社ホームページ「財務情報」「経営理念と戦略」(<http://www.kanekoseeds.jp/zaimu/keiei/>)に掲載しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンス報告書1の1「基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

【方針】

経営陣幹部・取締役の報酬決定に際しては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額、個々の職責及び実績、会社の業績や過去の支給実績等を総合的に勘案しております。

【手続】

取締役会において常務会に一任し、上記方針に基づき決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・経営陣幹部と取締役候補者の選任

経営陣幹部と取締役候補者の選任については、営業・技術・生産・管理の各部門に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役と、高い専門的知識や豊富な経験を有し、監督機能を発揮できる独立社外取締役を選任する方針であります。

・監査役候補者の選任

監査役候補者の選任については、取締役の職務の執行を監査するにあたり、財務及び会計に関する知見や当社の事業や企業経営に関する知識、豊富な経験を有する人材を監査役に選任する方針であります。

(5)コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由【原則3-1(5) 情報開示の充実】をご参照ください。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

「取締役会」「役員会」「常務会」で審議・決定する事項を規程に定め、法令・定款・取締役会規則に従って取締役会を運営しております。

また、経営陣は法令・定款・規程等に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた業務執行権限規程及び取引管理規程等に従って業務執行を行っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

(株)東京証券取引所が公表している独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に選任した独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論ができております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立判断基準及び資質】

東京証券取引所が定める独立性基準を準用しております。

高い知見と使命感を持ち、臆することなく経営陣を監視できる人物を独立社外取締役に選任しております。

【補充原則4-1-1-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、営業・技術・生産・管理の各部門に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役と高い専門的な知識や豊富な経験を有し、監督機能を発揮できる独立社外取締役に構成するべきと考えております。

それに相応しい人物を取締役に選任する方針であります。

【補充原則4-1-1-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役及び監査役が当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、当社の業務に支障を及ぼさない範囲にとどめることとしております。

また兼任状況は株主総会招集通知において毎年開示いたします。

【補充原則4-1-4-2 取締役・監査役のトレーニング】

各取締役及び各監査役は、その役割と責務を全うするうえで、必要な知識・情報を取得するために、自ら外部セミナー、外部団体または人的ネットワーク(異業種交流)等への参加を行って研鑽を積んでおり、その費用については、会社で負担しております。また、社外取締役による取締役・監査役の法的責任の勉強会も行っております。

【原則5-1 株主と建設的な対話に関する方針】

(1)株主との建設的な対話の実現を担う経営陣または取締役の指定

IR担当役員を専務取締役財務部長としております。

(2)対話を補助する社内部門の有機的な連携のための方策

決算説明会の説明者を、場合により営業担当者や研究開発担当者としたり、資料作成を総務部広告宣伝グループで行ったりしております。

また、ホームページ掲載は社長室が担当することなど連携をとっております。

(3)個別面談以外の対話の手段

IR担当役員は、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、年1回株主総会後に決算説明会を開催し、社長を中心に説明を行っております。また、ホームページ等に随時掲載を行い、迅速かつ分かりやすい情報開示を行うよう努めております。

(4)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

対話等において株主の意見・懸念等を把握した場合は、IR担当役員が取りまとめ、適宜経営陣幹部に報告または取締役会で報告する等適切かつ効果的なフィードバックをしております。

(5)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

取材は関連法規や社内規定を遵守し、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社あかぎ興業	593,960	5.04
株式会社群馬銀行	490,601	4.16
金子昌弘	469,618	3.98
金子才十郎	341,406	2.89
金子悦三	341,300	2.89
株式会社東和銀行	310,970	2.64
カネコ種苗従業員持株会	286,687	2.43
金子教子	185,947	1.57
群馬ハンディホンサービス株式会社	182,219	1.54
カネコ種苗みどり会	165,353	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	5 月
業種	水産・農林業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内田 武	弁護士											○
丸山 和貴	弁護士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内田 武	○	——	法律の専門家としての豊富な専門知識を生かして、主に当社の法務やリスク管理等において、有用な提言を行っていただきたいため、社外取締役といたしました。 なお、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係等はなく、独立性・客観性は確保されていると判断しております。
丸山 和貴	○	——	法律の専門家としての豊富な専門知識を生かして、主に当社の法務やリスク管理等において、有用な提言を行っていただきたいため、社外取締役といたしました。 なお、当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係等はなく、独立性・客観性は確保されていると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、社長室に内部監査担当者を3名置き、本社営業部、管理部門、研究部門及び子会社については原則年1回、各支店については原則2年で一巡するスケジュールで業務執行の状況を監査しております。監査役は監査方針に基づいて必要に応じ内部監査への立会いを実施し、監査の有効性・効率性を高めております。また、内部監査報告書は社長のほか常勤監査役にも報告され、相互の情報交換を行うなどの連携を図っております。また、監査役が会計監査人による監査への立会い等を実施したり、また期末監査終了後等には会計監査人と意見交換を行うなど、監査役と会計監査人で連携をして、監査の実効性を高めております。

内部統制部門業務については、内部監査同様社長室が担当し、監査役及び会計監査人と相互に情報または資料を提供し合い、監査項目によっては相互分担、補充等、連携を密に協力し合うことにより、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

なお、当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
賛田裕行	その他													○
加藤真一	公認会計士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
賛田裕行	○	――	元群馬県の農政部長としての職務経験から、主に当社の業務監査を担当するため、選任いたしました。 なお、当社との間に人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係等はなく、独立性・客観性は確保されていると判断しております。
			公認会計士としての豊富な専門知識を生か

加藤真一	○	——	して、主に当社の会計監査を担当するため選任いたしました。 なお、当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係等は無く、独立性・客観性は確保されていると判断しております。
------	---	----	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員には、社外という独立した立場から一般株主保護のために行動する見識は当然のこと、臆することなく経営を監視できる人物が適任と考えております。更に取締役である独立役員に関しては、高い知見と使命感をもって経営に参画して頂く必要もあると考えます。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在、実施予定はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役、監査役別に報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、社長室で行っております。
社外取締役及び社外監査役が、取締役会等に付議される事項について十分な検討を行い、より効果的な意見を提言できるよう、事前に資料を提出する体制をとっております。
また、社外監査役に対しては、全営業部長や支店長が参加し、営業の状況等が検討される会議等にももの出席し、社内事情に精通した常勤監査役とのミーティングを通じ、情報の提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 取締役は16名(うち社外取締役は2名)であり、「取締役会」を原則として月1回開催し、重要事項の決定・業務執行の状況の監督を行っております。また、重要な案件が発生したときは、随時臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。さらに、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため「常務会」や、当面の諸課題に対応するため「役員会」を開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。
- 監査役は取締役会への出席及び決裁書類閲覧等のほか、常勤監査役1名が取締役会のほかに役員会やその他重要な会議に出席するなどして、取締役の職務の執行を監査しております。また、必要に応じて子会社に対して、営業の報告を求め、その業務及び財産の状況についても監査しております。
- 監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役会終了後等に開催して、自らの職務執行の状況に

ついて報告するとともに、監査に関する重要な事項の協議・決定を行っております。

4. 当社の会計監査は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。監査業務を執行した公認会計士は、栗原 学、今西恭子の両氏で、直近の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士8名、その他10名であります。

5. 監査役の機能強化に係る取組状況につきましては、前述の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の【監査役関係】の項、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」の欄に記載のとおりであります。

6. 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

7. 当社グループは、世界的な課題である食料需要増への対応や、農産物の高品質・高付加価値化、並びに農作業の効率化・省力化等を通じて社会に貢献すべく、取引先はもとより地域社会や株主の皆様、従業員など全てのステークホルダーから信頼される企業グループを目指しております。その為にも大株主の意向だけに左右されない、経営の健全性や透明性を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に努めて参りました。人間の生命にも密接に関わる農業を事業の中心とするため、コンプライアンスやリスク管理の観点から、広範囲に亘る事業の各部門に幅広い経験と視野を持つ取締役を配置し、取締役会での経営の重要事項の審議には多数の目によるチェックを効かせております。

役付取締役6名中4名は親族関係にあり、うち代表取締役社長1名と専務取締役1名は三親等内親族ですが、コーポレート・ガバナンスに支障が出ないようにチェック体制を確保しております。

社外監査役のうち賛田裕行氏は群馬県庁で長年農政に携わり、在職中に農学博士号も取得された農のプロフェッショナルとして当社グループの経営をチェックしており、若手会計士である加藤真一氏は最新の会計手法や計数管理に基づき、当社グループ経営の健全性や効率性等を監視しています。

また、昨年8月の定時株主総会において、企業経営の透明性や少数株主の保護を更に進めるために、元日弁連副会長の要職も務められ、以前は顧問弁護士や監査役に就任して当社グループを知悉している内田 武氏と、上場会社の社外役員も務められ、企業経営にも携わっておられる同じく弁護士の丸山和貴氏の二人の法律の専門家を社外取締役に招聘し、経営陣に対するチェックやコーポレート・ガバナンスを更に強化して、株主共同の利益に資する体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1. 社外取締役及び社外監査役の員数、提出会社との人的・資本的關係または取引関係その他の利害関係

当社は、社外取締役2名、社外監査役2名の計4名の社外役員を選任しております。

社外取締役である内田武及び丸山和貴の両氏は、いずれも弁護士であります。社外監査役賛田裕行は、元群馬県農政部長、社外監査役加藤真一は、公認会計士・税理士であります。

各社外取締役及び社外監査役と当社との間に、特別な人的・資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

2. 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役2名はいずれも弁護士であり、法律の専門家として豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に助言を行うことによりコーポレート・ガバナンスの一層の強化に十分な役割を果たすものと考えております。

社外監査役は、取締役会に出席して重要な意思決定の過程を把握するなどして、取締役の業務執行を監督するほか、重要な会議に出席し、コンプライアンスの状況などの監視を行っております。加藤真一は公認会計士・税理士であり、企業経営や財務及び会計等に見識を有しております。また、賛田裕行は過去に群馬県庁に勤務し、元農政部長の職にあり、農業に関する知識・経験等幅広い見識を有しております。それぞれが専門的な立場から、適宜意見を陳述するなどの役割を果たしております。

なお、社外取締役及び社外監査役全員を一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

3. 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針を設定しておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が公表している独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

4. 社外取締役及び社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役が、取締役会等に付議される事項について十分な検討を行い、より効果的な意見を提言できるよう、事前に資料を提出する体制をとっております。

社外監査役は、内部監査・内部統制部門及び会計監査人とは、必要に応じ取締役及び常勤監査役を通じて、または直接に監査結果についての説明・報告を受けるとともに積極的に情報交換を行う等、連携して監査の実効性を高めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎期の定時株主総会終了後に会社説明会を開催(年1回) 【直近の開催日】平成27年8月28日 【説明者】代表取締役社長 金子昌彦ほか 【内容概略】業績の推移、研究開発の現状と実績 【参加者】弊社株主など 79名	あり
IR資料のホームページ掲載	【掲載URL】 http://www.kanekoseeds.jp/zaimu/ir/ 【掲載資料】決算情報、会社説明会資料、法定開示資料、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	【IR担当部署】財務部 【IR担当役員・事務連絡責任者】専務取締役財務部長 長谷浩克	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営基本規定に掲げる信条「大同に生きる経営」、及びコンプライアンス規程「遵守すべき法令等(行動基準)」において、ステークホルダーの立場の尊重について規定しており、当社グループの役員・従業員等に周知徹底を図っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドラインや、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行うこととし、リスク管理の最高責任機関を取締役会とし、総務部を統括部門とする。

具体的には、各部門をリスク管理の実践部門とし、日常的モニタリングの実施や内部統制の運用状況の確認、不備等の把握を行うものとする。それに加え、リスク管理委員会を随時開催し、重要事案への対応や平時の会社が抱えるリスクの評価と対応を実施する。さらに、突発的なリスクが顕在化し、全社的な対応が必要である場合は、社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、常務会を随時開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ各事業年度予算を立案し、全体的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

4. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの最高責任機関を取締役会とし、各部門毎に統括責任者と担当者を設置する。

コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス規程・行動基準」を制定し、役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。

また、通報や相談ができる制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、ホットラインを通じて報告しなければならない。会社は、報告内容を秘守し、通報者に対して、勤務上不利な扱いを行わない。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、企業グループ各社にコンプライアンス統括責任者を設置する。また、グループ共通の「コンプライアンス規程・行動基準」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

7. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス担当者会議や常務会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、当社の会計監査人等から助言を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、コンプライアンス規程「遵守すべき法令等（行動基準）」において「反社会的勢力との関係断絶」を基本方針として定めており、「違法行為や反社会的行為に関与しないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に常識ある行動に努め、反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持たない」、また、「反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしない」旨を行動基準として明記しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

上記の基本方針・行動基準を役員及び社員等に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関、警察及び弁護士等の専門機関との連携を深め、情報収集に努めております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は総務部総務グループとし、マニュアルとして「反社会的勢力対応マニュアル」を整備しており、万が一反社会的勢力から脅威を受けたり被害を受けたりするおそれのある場合には、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

さらにデータベース検索を利用して取引先等の反社会的勢力のチェックを適時行い、懸念が残る場合は、調査会社等に調査依頼を行ったり、必要に応じて警察等へ照会を行ったりすることで取引先等が反社会的勢力に該当するか否かを把握に努め、反社会的勢力と判明した場合は取引を中止することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりであります。

1. 適時開示に係る意思決定体制

原則として月1回取締役会を開催するほか、重要な案件が発生したときは、随時臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。

2. 社内体制

(1) 取締役会等で決議された「決定事実」については、適時開示の対象となる重要事実の有無を、情報取扱責任者である専務取締役財務部長を中心として社長室及び総務部と検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成し取締役会の承認を得て開示します。

(2) 「発生事実」については、該当事実が発生した場合は、管理部門で情報収集し、適時開示項目に該当するか否かを、情報取扱責任者を中心として検討し、必要に応じ速やかに開示します。

(3) リスク管理規程に基づき、リスク管理を行うこととしており、具体的には、リスク管理委員会を随時開催するなどして、重要事案への対応や平時の会社が抱えるリスクの評価と対応を実施することと定めております。

その重要事案が適時開示項目に該当するか否かを、情報取扱責任者を中心として検討し、必要に応じ速やかに開示いたします。

参考資料: 模式図 【コーポレート・ガバナンスに係る社内体制】

